

各種競技会等開催費・派遣費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第34条の規定に基づき、本県の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、競技団体その他のスポーツ団体（以下「補助事業者」という。）が行う各種競技会等の開催及び派遣に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助事業者が行う各種競技会等の開催及び派遣に係る事業（以下「補助事業」という。）のうち補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書（以下本条において「交付申請書」という。）の様式は、様式第1号によるものとする。
- 2 交付申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金の交付の申請を受けようとする者に対して通知するものとする。
- 3 交付申請書には、補助事業ごとに、その内容及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。
- 4 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

- 第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

- 第5条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第6条 補助事業者がやむを得ない事情により補助事業の内容を変更するとき又は事業を中止するときは、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更とは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 開催に係る補助対象経費総額の30パーセント以内の減

二 派遣に係る補助対象経費の減

三 補助対象経費総額の増を伴わない補助対象経費内訳の変更

3 第1項の変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業内容の変更又は中止を説明する書類を添付するものとする。

4 第1項の変更交付決定については、様式第4号により補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書（以下本条において「実績報告書」という。）の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 実績報告書には、補助事業の成果及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。

3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日後30日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(額の確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の規定による通知は、様式第6号（額の確定通知書）により行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。

2 前項の請求書については、概算払にあつては第4条の交付決定通知書を、精算払にあつては前条の額の確定通知書を受理した後、請求するものとする。

(財産の管理)

第10条 補助事業者は、補助金により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に

従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 前項の財産のうち次条第2項に規定するものについては、様式第8号（財産管理台帳）により管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事の定める期間は、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める。

- 2 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1個又は1組10万円以上のものとする。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事情を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。